

保護者 様

自然災害等に対する対応について

愛媛県立宇和島南中等教育学校長 矢野 重禎

この度、自然災害等に対する対応について一部変更し、下記のとおりとしましたので御連絡申し上げます。ただし、地方自治体の災害対策本部からの指示・命令があった場合は、それに従い、万全を期してください。また、指示や勧告が無くても、保護者の皆様が危険であると判断された場合には、自主避難などの対策をして、学校に御連絡ください。

記

- 1 **登校前**に、在住地域や宇和島市に「**レベル 5 特別警報**」・「**レベル 4 危険警報**」・「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」が発表された場合

午前 6 時 00 分までに解除された場合	午前 8 時 25 分までに登校する。
午前 6 時 00 分から午前 11 時 00 分までの間に解除された場合	昼食を済ませて、午後 1 時 45 分までに登校する。
午前 11 時 00 分までに解除されなかった場合	終日、自宅待機とする。

- 2 **公共交通機関が全線運休**になった場合（公共交通機関を利用している生徒）

午前 11 時 00 分までに復旧した場合	復旧次第、登校する。
午前 11 時 00 分までに復旧しなかった場合	終日、自宅待機とする。

- 3 **登校後**に、在住地域や宇和島市に「**レベル 5 特別警報**」・「**レベル 4 危険警報**」・「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」が発表された場合

- ・状況に応じて判断し、必要に応じてメール連絡網マチコミとホームページで家庭に連絡する。
- ・生徒は保護者と連絡が取れない場合やすぐに帰宅できない場合には、学校で待機できるものとする。

- 4 **大地震**が起こり、**津波警報**が発令された場合

上記 1 ～ 3 に準じて行動する。

- 5 その他

- (1) **レベル 3 警報（高齢者等避難）以下**が発令された場合は、学校は開校するが、状況によっては学校から対応を指示する。
- (2) 通学状況によって遅刻した場合は、「**公遅**」扱いとする。